

令和5年3月29日

保護者の皆様

戸田市教育委員会

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃から本市の教育活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、文部科学省から新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方や、一定の感染症対策等が示され、埼玉県教育委員会からは別添のリーフレットが送付されました。

そこで、本市においても令和5年4月1日以降の学校の教育活動につきましては、下記のとおり、児童生徒、教職員ともマスクの着用を求めないことを基本とします。また、効果的な換気など、場面に応じた感染対策を適切に講じてまいります。

保護者の皆様には、引き続き、学校と連携した感染対策をお願いします。入学式等の行事においても、保護者や来賓の皆様にもマスクの着用を求めないことを基本とします。

なお、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日に5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染対策についても見直しが行われる可能性があることを申し添えます。

記

1 マスク着用の基本的な考え方

- (1) 学校においては、児童生徒・教職員とも、マスクの着用を求めません。運動時や熱中症リスクが高まる時期にはマスクを外すことを推奨します。
- (2) マスクの着脱を強いることのないようにするとともに、児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように指導します。御家庭におきましても、マスクの着脱について話し合ってくださいようお願いします。
- (3) 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面等においては、別途対応をお知らせします。

2 学校における感染防止対策の徹底について

- (1) 基本的な感染防止対策（手洗い、換気、人と人との距離の確保等）については、継続することとします。
- (2) 給食等の食事の場面では、適切な感染防止対策を講じた上で、「黙食」は必要ないこととします。

3 家庭における感染防止対策のお願い

- (1) 登校前の検温等の健康観察やお子様の体調管理につきましては、引き続きの御協力をお願いします。
- (2) 登校後、児童生徒の体調が不調になった場合には、早退等の対応とすることがありますので、学校へのお迎えをお願いします。
- (3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は 登校を控えるようお願いいたします。その場合は、出席停止となります。